

第120回定例会

下北地域広域行政事務組合議会会議録

令和6年3月21日

下北地域広域行政事務組合議会

下北地域広域行政事務組合議会第120回定例会会議録

議事日程

令和6年3月21日（木曜日）午前10時開会・開議

◎ 諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 令和6年度運営方針

第4 議案一括上程、提案理由の説明

第5 議案審議（質疑、討論、採決）

（1）議案第 1号 下北地域広域行政事務組合手数料徴収条例の一部を改正する条例

（2）議案第 2号 下北地域広域行政事務組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

（3）議案第 3号 下北地域広域行政事務組合監査委員条例の一部を改正する条例

（4）議案第 4号 下北地域広域行政事務組合障害児入所施設条例の一部を改正する条例

（5）議案第 5号 令和5年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算

（6）議案第 6号 令和6年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算

（7）報告第 1号 専決処分した事項の報告について

（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

（8）報告第 2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

（令和5年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21人）

1番	高橋征志	2番	佐藤	武
3番	櫻田秀夫	4番	白井	郎
5番	村中浩明	6番	野中	健
7番	井田茂樹	8番	佐々木	徳
9番	佐々木肇	10番	堺	介
11番	竹内勝雄	12番	南谷	三
13番	奥島貞一	14番	越膳	好
15番	蛸島	16番	内藤	要
17番	横浜一男	18番	野坂	充
19番	澤谷松大	20番	滝口	一
21番	佐藤広政			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

管理者	山本知也	代表者	畑中稔朗
副管理者	野崎尚文	副管理者	富岡宏雄
副管理者	太田直樹	副管理者	野村秀雄
副管理者	石橋勝大	参与	川西伸二
代査委員	齊藤秀人	事務局長	杉澤一徳
事務局理事	吉田真	消防長	畑中輝幸
会計管理者	千代谷賀士子	監査委員	伊藤恭雄
事務局理事	小笠原洋一	事務局次長	飛内義雄
事務局副理事	江刺家格	事務局	石橋秀治
消防本部長	澁田剛	消防本部長	松橋照和
消防署長	畑山勝利	東消防署長	相内真一
消防署間長	山本浩二	事務局	大澗聡
事務局総務課長	村口一也	消防本部長	葛西毅

事務局長
係
務
政
事
財
總

佐藤大輔

市町村席

村長
井
務
佐
總

東出尚哉

村業課得
所企道心
ヶ管水長
六公上課

寺沢秀哉

事務局職員出席者

物課幹
棄設主
施
總

瀬川和宏

局課佐
務務補
長長

長内誠

局課佐
務務補
長長

豊巻隆

物課査
棄設主
任任

山道透界

局課任
務務
事
總

成田寿美歌

局課度員
務務年職
計用

北上悦子

◎開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

- 議長（佐藤広政） ただいまから下北地域広域行政事務組合議会第120回定例会を開会いたします。ただいまの出席議員は21人で定足数に達しております。これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

- 議長（佐藤広政） 議事に入る前に、諸般の報告を行います。監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。なお、関係書類は事務局に保管してありますので、ご閲覧願います。以上で諸般の報告を終わります。本日の会議は議事日程表により議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（佐藤広政） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、2番佐藤武議員及び14番越膳喜好議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（佐藤広政） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ありません

か。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤広政） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 令和6年度運営方針

- 議長（佐藤広政） 次は、日程第3 令和6年度運営方針を行います。管理者から運営方針の説明を求めます。管理者。（山本知也管理者登壇）

- 管理者（山本知也） おはようございます。下北地域広域行政事務組合議会第120回定例会の開会に当たり、令和6年度の運営方針を申し述べ、議員各位及び圏域住民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

初めに、本年元旦に発生した能登半島地震により、犠牲になられた方々に哀悼の意を表しますとともに、被災されました全ての皆様にお見舞いを申し上げます。被災地の一日も早い復旧・復興と被災された皆様の一日も早い生活再建をお祈り申し上げます。広域行政の舵取りを預かる者として、改めて常備消防における防災力の強化と災害に強いごみ処理施設等の重要性を認識するとともに、危機感を募らせたところであります。

さて、去年は新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが5類に移行し、3年余りにわたった様々な制約から解放され、「有事」から「平時」へと大きく舵が切られ、平常に戻りつつある一方、これまでのコロナ禍による地域経済の停滞や、ロシアのウクライナ侵攻に端を発した物価高騰の波は、我々の日々の生活を直撃し、加えて中東情勢の緊迫化によって、深刻度は更に増しており、圏域住民の皆様のご生活は依然として不安定な情勢にあります。

組合を構成する市町村におきましては、これま

での地域特性や独自性を活かしたまちづくり、地域づくりへの取り組みに加え、物価高騰などへの対応が引き続き求められる中、社会保障費の増加に加え、地域社会のデジタル化・脱炭素化の推進、人への投資や子供・子育て支援の強化などに対応するため、以前にも増して厳しい財政運営となることが予想されます。

こうした中であっても、圏域住民の皆様の福祉の増進及び生命と財産を守る立場にある我々いたしましては、周囲の状況に臨機応変に対応し、決して業務を停滞させることなく、安心できる日常生活を提供し、これを持続・発展させていくことが大きな責務であり、当組合といたしましては、障害児入所施設及び清掃・し尿処理並びに消防など、構成市町村から付託されている共同処理事務の範囲ではありますが、「安全・安心で、圏域住民の皆様が快適に暮らせる圏域づくり」を実現すべく、圏域住民の皆様の期待と信頼に応えていくとともに、今後は構成市町村の財政事情を鑑み、最小の経費で最大の効果を得ていくための事業計画の策定や、これに伴う事務の効率化など、具体的な行動に取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

それでは、令和6年度におきます共同処理事務事業につきまして、その運営の概要を申し上げます。

まず、はまゆり学園についてでございますが、施設の適正な管理と充実したサービスが提供されるよう民間のノウハウを活用し、下北圏域の障がい福祉の更なる充実を図ってまいります。

また、指定管理期間が第3期の最終年の3年目となりますことから、令和7年度以降の第4期指定管理者選定作業を進めてまいります。

次に、クリーンセンターしもきたについてでございますが、令和6年度よりアックス・グリーンを引き継ぐかたちで、一般廃棄物等処理すること

となります。

運営委託初年度となり、15年間の長期に渡る委託となりますことから、安全かつ安定的に運営されるよう道筋を立ててまいります。

また、新施設となりますことから、圏域住民の皆様のご利便性を損なうことのないよう指導・監督に努めてまいります。

次に、むつ衛生センターについてでございますが、10か年の包括的運転管理業務委託契約の7年目となり、例年同様、修繕費の効率的運用等によるコストの抑制に留意するとともに、次期契約に向け、基幹設備の改良等、機器の更新計画に取り組むこととしております。

これまで同様、事故・故障等を起こさぬよう、安定した操業の継続を基本とし、指導・監督に努めてまいります。

最後に、広域消防についてでございますが、火災をはじめ、社会環境及び自然環境の変化による各種災害の複雑多様化、大規模化など、より高度な消防活動を要する状況に直面していますが、引き続き、圏域住民の皆様のご笑顔と未来を守るため、有効かつ合理的な行政運営のもと、持続可能な消防体制の構築を進めてまいります。

まず、消防組織の施設・装備についてでございますが、消防・救急需要の動向を見極め、適正化を図りながら、維持管理に努めてまいります。

また、令和6年度完成予定の大間消防署新庁舎建設事業及び老朽化が著しい川内消防分署並びに脇野沢消防分署新庁舎建設事業の確実な進捗を図り、消防力の維持・充実に努めてまいります。

次に、予防体制についてでございますが、住宅火災による被害を低減するため、引き続き住宅用火災警報器の設置、維持管理の重要性を周知するとともに、特に介護事業者等と連携を図り、高齢者への火災予防啓発を推進してまいります。

また、未把握防火対象物の調査を計画的に行う

ほか、重大な消防法令違反の対象物に対しては、積極的な是正指導と併せ、ホームページで公表することにより、広く周知を図り、利用者の安定確保に努めてまいります。

続いて、救急体制についてであります。救急業務の高度化を推進するため、計画的な救急救命士の養成や再教育を強化し、救急現場での医療事故防止及び徹底した感染防止対策のもと、救急現場の質の向上を図ります。また、増加する救急需要を踏まえ、AEDを用いた救命講習会などを通じ、応急手当の普及啓発を推進し、傷病の重篤化防止に努めてまいります。

さらに、警防体制についてであります。大規模化、多様化する各種災害に備え、本部、署所間での情報の共有及び消防団との連携も含めた災害対応力、火災防ぎょ力の向上を図ってまいります。

そのほか、通信指令体制についてであります。救急通報の多様化、高度情報化に的確に対応するため、適切な保守管理による年間を通じた指令機器の安定稼働及び指令課員の機器障害対応力の強化による高機能消防指令センターの効果的な運用、さらに災害通報受信時における情報収集力、指令伝達力及び通報者等へ口頭指導力の向上を図ってまいります。

以上、令和6年度における当組合の運営方針を述べましたが、今後とも、行政区域を越えて連携、協働することで、今まで以上に効率的、効果的な広域体制の充実強化を図ってまいりますので、議員並びに圏域住民の皆様には、重ねてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤広政） これで運営方針の説明を終わります。

◎日程第4 議案一括上程、提案理由の説明

○議長（佐藤広政） 次は、日程第4 議案一括上程、提案理由の説明を行います。

議案第1号 下北地域広域行政事務組合手数料徴収条例の一部を改正する条例から報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの8件を一括上程いたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

（山本知也管理者登壇）

○管理者（山本知也） ただいま上程されました6議案2報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、議案第1号 下北地域広域行政事務組合手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、危険物施設の設置許可の申請に対する審査等に係る手数料が引き上げられたことから、所要の条文整備をするためのものです。

次に、議案第2号 下北地域広域行政事務組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例及び議案第3号 下北地域広域行政事務組合監査委員条例の一部を改正する条例についてであります。これら2議案は、地方自治法の一部改正に伴い、引用する部分について、所要の条文整理をするためのものです。

次に、議案第4号 下北地域広域行政事務組合障害児入所施設条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、少子化の影響による入所児童の減少及び障がい児を取り巻く環境の変化を勘案し、入所定員を引き下げするため、所要の条文整備をするためのものです。

次に、議案第5号 令和5年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算についてであります。本案は、1億9,546万4,000円の減額補正であ

りまして、これにより歳入歳出予算総額は、147億4,101万円となります。

まず、歳出の主なものについてであります、新ごみ処理施設整備事業及び大間消防署庁舎建設事業について、来年度の事業費を財政調整基金へ積み立てるほか、民生費では、障害児入所施設はまゆり学園指定管理料を増額しております。

次に、歳入の主なものについてであります、歳出との関連において、分担金及び負担金、国庫支出金及び組合債を増減調整しております。

また、はまゆり学園の指定管理料に係る債務負担行為を追加するほか、新ごみ処理施設整備事業に係る地方債を変更しております。

次に、議案第6号 令和6年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算についてであります、予算総額は、歳入歳出とも69億367万5,000円の予算規模となり、これを令和5年度当初予算と比較しますと、金額では77億5,977万5,000円、率では52.9%の減となっております。

まず、歳出の主なものについてであります、新ごみ処理施設本体工事の完了に伴い、衛生費が77億328万2,000円の減、大間消防署庁舎建設事業が5月末で完了となることにより消防費が2億7,674万2,000円の減となったほか、はまゆり学園の指定管理料の増額に伴い、民生費が5,715万8,000円の増、平成26年度に借入れした、はまゆり学園建替事業等の借換えに係る未償還元金一括償還等により、公債費が1億6,430万8,000円の増となっております。

次に、歳入の主なものについてであります、歳出との関連により、分担金及び負担金が40億5,194万6,000円の減となったほか、下北地域新ごみ処理施設整備事業に係る循環型社会形成推進交付金の皆減で国庫支出金が20億7,283万1,000円の減、及び組合債が25億1,400万円の減額となっております。

次に、報告第1号についてであります、これは、令和4年8月から令和5年11月まで、著作権のあるイラストを許可なく無断で使用したことに係る和解及び損害賠償金の額を定めることについて、議会の委任を頂いているところにより、専決処分したものであります。

次に、報告第2号についてであります、これは、令和5年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算でありまして、むつ非常備消防費の報酬及び旅費の科目更正について、関係予算を専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました6議案2報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決及びご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤広政） これで提案理由の説明を終わります。

なお、議員の皆様には事前に議案をお配りしておりますが、議案第6号 令和6年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算を除く5議案2報告につきましては議案熟考の時間は設けませんので、ご了承願います。

◎日程第5 議案審議（質疑、討論、採決）

○議長（佐藤広政） 次は、日程第5 議案審議を行います。

◇議案第1号

○議長（佐藤広政） まず、議案第1号 下北地域広域行政事務組合手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤広政) 質疑なしと認めます。以上で議案第1号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤広政) ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◇議案第2号

○議長(佐藤広政) 次に、議案第2号 下北地域広域行政事務組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入る前に、本議案の審議に当たりましては地方自治法第292条において準用する同法第243条の2第2項の規定に基づき、条例の制定又は改廃に関する議決をするときは、あらかじめ監査委員の意見を聞かなければならないこととなっております。

去る3月11日に監査委員に意見を求めたところ、3月14日付で当該条例に対し、お手元にお配りしておりますとおり、異議のない旨の回答をいただいておりますので、ご報告いたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤広政) 質疑なしと認めます。以上で

議案第2号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤広政) ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◇議案第3号

○議長(佐藤広政) 次に、議案第3号 下北地域広域行政事務組合監査委員条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤広政) 質疑なしと認めます。以上で議案第3号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤広政) ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◇議案第4号

○議長(佐藤広政) 次に、議案第4号 下北地域広域行政事務組合障害児入所施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤広政) 質疑なしと認めます。以上で議案第4号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤広政) ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◇議案第5号

○議長(佐藤広政) 次に、議案第5号 令和5年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤広政) 質疑なしと認めます。以上で議案第5号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤広政) ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◇議案第6号

○議長(佐藤広政) 次に、議案第6号 令和6年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算を議題といたします。

質疑に入る前に、事務局から令和6年度予算の説明を求めます。事務局長。

○事務局長(杉澤一徳) それでは、議案第6号 令和6年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算についてご説明いたします。

予算書の4ページをお開き願います。令和6年度の予算総額は歳入歳出ともに69億367万5,000円となっており、前年度から77億5,977万5,000円、率にして52.9%の減となっております。

まず、歳入についてご説明いたします。9ページをお開き願います。第1款分担金及び負担金についてであります。前年度から40億5,194万6,000円減の50億2,766万8,000円を計上しております。減額の主なものは、第4目衛生費負担金で、新ごみ処理施設整備事業費及び当該施設の稼働による運営委託料等の減のほか、第5目消防費負担金では、大間署庁舎建設事業費の減によるものであります。

次に、10ページに移りまして、第2款使用料及び手数料についてであります。前年度から177万7,000円増の8,506万2,000円を計上しております。

次に、第4款財産収入についてであります。前年度から1万4,000円減の19万2,000円を計上しております。

次に、第5款繰入金についてであります。前年度から8億7,612万円増の9億4,096万1,000円を計上しております。増額の主なものは、令和5年度において新ごみ処理施設整備事業費及び大間消防署庁舎建設事業費として構成市町村から納付済みの負担金及び国庫支出金を財政調整基金へ積立てしており、これを事業費として当該基金から繰り入れることによる増となります。

次に、11ページに移りまして、第6款繰越金についてであります。前年度と同額の8万円を計上しております。

次に、11ページから12ページにかけての第7款諸収入についてであります。諸収入全体で前年度から111万9,000円増の2億4,851万2,000円を計

上しております。

次に、12ページ下段の第8款組合債についてであります。前年度から25億1,400万円減の60億1,200万円を計上しております。減額の主なものは、新ごみ処理施設整備事業費の財源としておりました一般廃棄物処理事業債の減によるものです。

以上が歳入についての説明でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。予算書の13ページをお開き願います。

第1款第1項第1目議会費についてであります。これは下北地域広域行政事務組合議会の運営等に要する経費となっております。

次に、14ページの第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費についてであります。これは事務局職員9名分及び会計年度任用職員3名分の給与費のほか、一般事務経費などとなっております。前年度から199万2,000円の減額となっております。これは職員の配置換えによる給与費の減によるものであります。

次に、第2目財政費についてであります。これは予算の執行管理等に要する経費でありまして、財務会計システム使用料などとなっております。

次に、15ページに移りまして、第3目会計管理費についてであります。これは出納事務に要する経費でありまして、公金の振込手数料などとなっております。

次に、第4目財政調整基金費についてであります。これは財政調整基金の運用により生じる利子を基金に積み立てるものであります。

次に、第2項第1目監査委員費についてであります。これは監査委員事務局の運営に要する経費でありまして、監査委員2名分の報酬などとなっております。

次に、16ページに移りまして、第3款民生費、

第1項児童福祉費、第1目はまゆり学園管理費についてであります。これは障害児入所施設はまゆり学園の管理運営に要する経費でありまして、指定管理料などとなっております。前年度から5,715万8,000円の増額となっております。これは指定管理料の見直しによる増となっております。

次に、17ページに移りまして、第4款衛生費、第1項清掃費、第1目塵芥処理費についてであります。これは一般廃棄物等処理施設クリーンセンターしもきたの管理運営に要する経費でありまして、長期包括運営事業委託料のほか、電気料負担金などとなっております。前年度から8億9,822万3,000円の減額となっております。新施設の稼働による運営委託料等の減によるものです。

次に、第2目容器包装リサイクル費についてであります。これはクリーンセンターしもきたに持ち込まれる瓶類、ペットボトル及び白色トレイをリサイクルするために要する経費であります。前年度から205万円の減額となっております。これは新ごみ処理施設稼働によるペットボトル圧縮梱包機点検委託料の減によるものであります。

次に、第3目廃乾電池等処理費についてであります。これは使用済み乾電池や蛍光管を処理するために要する経費でありまして、廃乾電池・廃蛍光管等広域処理委託料などとなっております。

次に、第4目処理困難物等処理費についてであります。これはマットレスやソファ、タイヤ、バッテリーなどの外部処理に要する経費であります。前年度から154万7,000円の増額となっております。これは処理量の増加に伴う増によるものです。

次に、17ページ下段から18ページ上段にかけての第5目し尿処理費についてであります。これは汚泥再生処理施設むつ衛生センターの管理運営

に要する経費でありまして、主なものは、汚泥再生処理施設包括的運転管理業務委託料などとなっております。前年度から7,474万1,000円の減額となっておりますが、これは施設の管理運営に係る電気料の減によるものです。

次に、第6目中継槽処理費についてであります。これは中継槽を維持管理等するための経費でありまして、し尿等運搬業務委託料などとなっております。前年度から176万5,000円の減額となっておりますが、これは中継貯留槽清掃業務委託料の減によるものです。

次に、第7目ごみ処理施設整備事業費についてであります。これは今年6月の外構工事完了に向け、工事を進めておりますごみ処理施設建設に係る経費でありまして、新ごみ処理施設建設工事請負費などとなっております。前年度から67億2,779万9,000円の減額となっておりますが、これは工事の年度支払い額の減によるものです。

次に、飛びまして、32ページをお開き願います。第6款第1項公債費、第1目元金についてであります。これは長期債の元金の償還に要する経費となっております。前年度から1億3,981万2,000円の増額となっておりますが、これは平成25年度に借入れしたはまゆり学園建替事業の一括償還等による増となっております。

次に、第2目利子についてであります。これは長期債の利子の支払いに要する経費となっております。前年度から2,449万2,000円の増となっておりますが、これは令和4年度に借入れした新ごみ処理施設整備事業による利子の償還が始まることにより増となるものであります。

次に、第7款第1項第1目予備費についてであります。これは予算の不足を補うためのものです。

以上が事務局総務課、出納室、監査委員事務局及び廃棄物施設課で所管しております費目の説明

でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤広政） 消防長。

○消防長（畑中輝幸） それでは、第5款消防費についてご説明申し上げます。

議案第6号の参考資料、一般会計予算に関する説明書の19ページをお開き願います。まず、第1項消防本部費、第1目本部費についてであります。これは本部職員と会計年度任用職員の人件費のほか、庁舎維持管理に係る本部負担金、管内消防職員の訓練、研修に係る経費、高機能消防指令センターの維持管理に要する経費などのほか、災害対応の備品整備に伴う備品購入費などとなっております。前年度から342万8,000円の減額となっておりますが、これはドローン購入費の皆減によるものであります。

次に、19ページ下段、第2目消防援助活動費についてであります。これは国からの要請等に基づく緊急消防援助隊の派遣に要する経費となっております。

次に、20ページに移りまして、第2項消防署費についてであります。これは管内5か所の消防署の消防活動に要する経費でありまして、1目むつ署費から22ページ、5目東通署費までとなります。主なものといたしましては、各消防署職員の人件費及び庁舎維持管理に係る経費のほか、消防資機材等の備品購入費などとなっております。5消防署費をまとめますと、前年度から3,037万2,000円の増額となっておりますが、職員採用に伴う人件費等の増、大間署庁舎移転に伴う電気料及び委託料の増によるものであります。

次に、23ページをお開き願います。中段を御覧ください。第6目大間署庁舎建設事業費についてであります。これは大間消防署庁舎建設に係る工事施工監理委託料及び建設工事費、OA機器購入に伴う備品購入費などとなっております。前年

度から6億1,803万6,000円の減額となっておりますが、これは工事請負費及び備品購入費の減によるものであります。

次に、23ページ下段、第3項消防分署費についてであります。これは管内消防分署の消防活動に要する経費でありまして、1目川内分署費から25ページ、4目佐井分署費までとなりますが、主なものといたしましては、各消防分署職員の人件費及び庁舎維持管理に係る経費のほか、消防資機材等の備品購入費などとなっております。4消防分署費をまとめますと、前年度から512万3,000円の増額となっておりますが、職員配置換えに伴い、年齢構成の変化による人件費等の増、川内分署費の除細動器更新による備品購入費の増によるものであります。

次に、26ページをお開き願います。中段を御覧ください。第5目川内・脇野沢分署庁舎建設事業費についてであります。令和6年度から3か年に及ぶ設計、施工の継続事業により、令和8年度の竣工及び移転を予定し、令和6年度は発注準備支援業務委託及び川内重機車庫解体工事費などを計上しております。

また、令和5年度は両消防分署の庁舎建設事業費をそれぞれ設けておりましたが、令和6年度予算では、両消防分署庁舎建設事業費を合わせて一本化し、それぞれの庁舎建設事業費については廃目としています。

同じく26ページの第4項非常備消防費についてであります。これは管内構成市町村から受託している消防団事務に要する経費でありまして、1目むつ非常備消防費から30ページ、8目佐井村非常備消防費までとなりますが、主なものといたしましては、各消防団の団員に係る年報酬、出勤報酬などとなっております。

次に、31ページの第1目むつ署施設整備費についてであります。むつ消防署訓練塔の老朽化に

伴う解体工事設計業務委託料及びむつ消防署、大湊消防署の水槽付ポンプ自動車の経年劣化に伴う車両更新経費を計上しているものであります。

以上が第5款消防費の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤広政） 事務局長。

○事務局長（杉澤一徳） 先ほどの私の説明の中で32ページ、第6款第1項公債費、第2目利子のご説明の中で、前年度から「2,449万2,000円」の増額とご説明申し上げましたが、正確には「2,449万6,000円」の誤りでしたので、訂正させていただきます。

○議長（佐藤広政） これで令和6年度予算の説明を終わります。

ここで議案熟考のため、午前10時55分まで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時55分

○議長（佐藤広政） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで事務局長より発言の申出がありますので、これを許可します。事務局長。

○事務局長（杉澤一徳） 先ほどの予算説明の中でもう一点、言い間違いがございましたので、訂正させていただきます。

12ページ下段の第8款組合債の予算総額についてでございますが、私「60億1,200万円」と説明いたしました。大変申し訳ありません。訂正いたします……失礼いたしました。「6億120万円」の誤りでございました。大変申し訳ございませんでした。

○議長（佐藤広政） これで事務局長からの発言を終わります。

これより議案第6号の質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。6番野中貴健議員。

○6番（野中貴健） 2点質問いたします。

まず16ページ、第3款民生費、第1項児童福祉費、第1目はまゆり学園管理費の中の12節委託料についてお伺いいたします。先ほど説明のほうで見直しとの説明がありましたけれども、約倍額になっておりますけれども、その詳細といたしますか、要因のほうをお示してください。

次は、18ページ、第4款衛生費、第1項清掃費、第5目のし尿処理費の中の第18節負担金補助及び交付金についてですけれども、こちらはむつ衛生センターの電気料負担金となっているのですけれども、これはどうしてなのかお伺いします。

また、クリーンセンターしもきたも発電施設を有しておりますけれども、余剰電力を衛生センターへ送電できると伺っておりますけれども、衛生センターの電気料金にどの程度影響があるのか、この2点お伺いします。

○議長（佐藤広政） 事務局長。

○事務局長（杉澤一徳） 私のほうから、はまゆり学園の指定管理料についてのご質問にお答えいたします。

こちらの指定管理料につきましては、令和4年度から第3期の指定管理、こちらの指定管理料を積算する際に、当初予定していた入所見込み児童数で積算したのですけれども、それから現在の入所児童者数と大きく乖離しているという状況でございます。児童数が減少しているという状況になりますと、県から支払われるその支出金が減少するということになります。これまで令和3年度、4年度においての不足分につきましては、翌年の9月定例会におきまして赤字補填という形で補正議案として提出させていただいたところではあるのですけれども、本来適正な指定管理料に見直し

を図った結果、今回増額となったものでございます。

その他の質問については、担当課長から説明させます。

○議長（佐藤広政） 廃棄物施設課長。

○事務局副理事廃棄物施設課長（江刺家 格） お答えいたします。

今年度まではアックス・グリーン並びにむつ衛生センターがそれぞれ1系統で受電し、それぞれで支払っておりましたが、新ごみ処理施設整備事業に伴いまして受電切替えが行われ、電力事業者への支払いはクリーンセンターしもきたの運営事業者が行うことになりましたことから、むつ衛生センターの電気料を負担金として支払うものであります。むつ衛生センターの受電は、今後クリーンセンターを介して行われ、電力事業者からの売電分とクリーンセンターしもきたで発電し施設内で使用しても余った電力を送電した分から賄うこととなります。あくまでも余った場合に送電されることとなるため、衛生センターへの影響は大きくないものと考えております。

○議長（佐藤広政） 6番野中貴健議員。

○6番（野中貴健） ありがとうございます。はまゆり学園のほうは分かりました。

2点目の衛生センターのほうなのですけれども、昨年の予算と比較した場合、どういうふうな感じになるのか、最後お伺いいたします。

○議長（佐藤広政） 廃棄物施設課長。

○事務局副理事廃棄物施設課長（江刺家 格） お答えいたします。

むつ衛生センターにおける電気料金につきましては、令和5年度当初予算ベースで1億5,000万円、月額1,250万円程度を見込んでおり、令和6年度は当初予算ベースで1億400万円、月額870万円程度を見込んでおり、差額といたしましては4,600万円程度の減額となっております。

これにつきましては、令和5年度の電気料金の単価を高く見積もっていたことが主な原因であり、衛生センターの使用電力が削減できたわけではなく、またクリーンセンターからの送電によるものではございません。

○議長（佐藤広政） これで野中貴健議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。3番櫻田秀夫議員。

○3番（櫻田秀夫） 29ページの大間町非常備消防費の原子力施設視察研修業務委託料の件なのですが、これは64万9,000円となっているのですけれども、こちらの詳細と、またいつ頃からこれが始まったのかというところを教えてください。

○議長（佐藤広政） 消防長。

○消防長（畑中輝幸） お答えいたします。

まず、64万9,000円の内訳についてであります。大間町から七戸十和田駅までの移動と福岡県から佐賀県の玄海原子力発電所までの移動にバスを使用することから、旅行会社へ借り上げ業務を委託するための金額となっております。

なお、この研修につきましては、原子力発電所立地町村であります大間町において、先例地の原子力施設のみならず、関連施設、関係機関等の視察も含め、来るべく運転開始に向けて役割等を熟知することを目的とした研修でありまして、平成30年度から実施されております。途中、新型コロナウイルス感染症拡大により研修が一時中断されましたが、これまで消防職員が2回、消防団員が2回、計4回の実施がされております。

以上です。

○議長（佐藤広政） 3番櫻田秀夫議員。

○3番（櫻田秀夫） ありがとうございます。こちらは大間町だけでやっているということですが、広域での実施は考えているのか教えてください。

○議長（佐藤広政） 消防長。

○消防長（畑中輝幸） お答えします。

広域ということで消防職員にはなりますが、こちらのほうは毎年県のほうから視察の要望等の案内がありますので、そちらのほうに応募して視察するようにしております。

○議長（佐藤広政） これで櫻田秀夫議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。7番井田茂樹議員。

○7番（井田茂樹） 1点お伺いいたします。

31ページ、第5款第5項の12節委託料、むつ消防署訓練塔解体工事設計業務委託料となっておりますが、老朽化に伴う解体工事と先ほど伺いました。現在の訓練塔は何年目なのか。あと、その耐用年数をもし分かっていたらお伺いいたします。

○議長（佐藤広政） 消防長。

○消防長（畑中輝幸） お答えします。

むつ消防署の訓練塔は、平成11年竣工以来25年が経過しております。これまでの老朽化対策としては、平成23年に塗装、アスファルト防水などの改修工事を行いました。至るところで腐食が進行しているため、令和元年以降は4階から上部は安全管理の観点からも使用していませんでした。当初4階から上階層を撤去し、規模を縮小した形で改修する計画でしたが、令和5年8月に実施した設計会社の現地調査により、主要構造部である柱内に水がたまり、その中の水が凍結、柱が膨張しているとの結果を受け、修復不能である旨の見解から解体することといたしましたものであります。

なお、耐用年数といたしましては、今ちょっと資料のほうがございますので、申し訳ありませんが。

○議長（佐藤広政） これで井田茂樹議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。2番佐藤武議員。

○2番（佐藤 武） 3款1項1目はまゆり学園管理費について4点質問します。

先ほど理事者側の答弁にありましたが、令和3年度、令和4年度の赤字額を補填したということでしたが、それが幾らだったのが1点目。

2点目、そのときも多分定員が30人だったと思うのですが、一応これは確認のためにお伺いします。

3点目、20人になった場合に、県からの補助金というのが、県からの支出が減るということなので、どれぐらい減額されるのかというのを伺いたいと思います。

次4点目ですが、定員が30人から20人になると職員の配置基準が変わるのではないかと考えているのですが、この点についてお伺いします。

以上です。

○議長（佐藤広政） 事務局総務課長。

○事務局総務課長（村口一也） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

順序がちょっと逆になりますけれども、お許し願いたいと思います。まず、令和3年度、4年度の定員については30人であります。

次に、20人となった場合の県からの補助といたしますか、県支出金のほうなのですけれども、定員を下げると措置費のほうは単価が上がりますので、減るということにはならない。逆に1人当たりの措置費が10万円ぐらい上がるということになります。

あと職員の配置基準ですけれども、国のほうで定めてあります配置基準になりますので、30人から20人へ定数を減らしても、さほど人数の増減はないということになります。

最初の令和3年度、4年度の赤字補填額ですけれども、すみません、ちょっと今資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えしたいと思

います。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤広政） 2番佐藤武議員。

○2番（佐藤 武） 再質問します。

令和3年度、令和4年度の赤字額が分からないので、比較は今ちょっと私もできない状況なのですが、30人から20人になった場合に単価が上がるということになるわけで、ではその単価が上がっていて、恐らく配置基準が変わらないということであれば人件費は変わらないということになりますから、なぜ指定管理料が2倍になるのかというところが私よく理解できないのですが、もう少し詳しく説明してください。

○議長（佐藤広政） 管理者。

○管理者（山本知也） 増額の部分につきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、議案第4号で障害児入所施設条例の一部を改正する条例を上程させていただきましたけれども、令和3年度入所児童が9名、令和4年度が5名、令和5年度が6名ということで、まず入所する児童の人数によりまして収入というものが変わってまいります。新年度の想定をもってこの額を計上させていただいておりますけれども、その上で今回30名から20名とさせていただきましたのは、先ほど総務課長から答弁をさせていただいたとおり、定員を少なくすることによりまして、県からの措置費が増額されるということになりました。赤字額を幾らかでも減らすための方策でございますけれども、これにつきましては、あくまで児童が入所しなければ入ってこない金額になりますので、その人数の増減によりまして赤字の額も変動すると、そういったふうにご理解いただければと思います。

補填につきましては、総務課長から答弁させていただきます。

○議長（佐藤広政） 事務局総務課長。

○事務局総務課長（村口一也） 令和3年度の赤字

補填額ですけれども、令和3年度は約350万円、令和4年度は約2,000万円の赤字を補填しております。

以上です。

○議長（佐藤広政） 2番佐藤武議員。

○2番（佐藤 武） 私は人数が減っても入所者がいる限り、はまゆり学園は続けていかなければならないというふうに基本的には思っているのですが、この赤字の要因が何かということをもつと伺いたいと思います。

あと人件費がおおよそどれぐらいになっているのか、最後にお伺いします。

以上です。

○議長（佐藤広政） 管理者。

○管理者（山本知也） 詳細の金額につきましては担当課長からご報告させていただきますけれども、まず1つ皆さんに認識していただきたいのは、以前は、私、地元でございますので、はまゆり学園に入所して、いわゆる下北地域の皆さんが、自宅から通えない子供たちが青森県立むつ養護学校に通うための施設として子供を預けて、夜も含めて入所していただいて、青森県立むつ養護学校に通っていただいておりますけれども、今時代の変化に伴いまして、障害を持っている子供も持っていない子供も自宅で一緒に暮らして、青森県立むつ養護学校に行ってもらう家庭が非常に多くなっていると認識しております、はまゆり学園が以前はもうちょっと定員が30人の中で、30人を超えるぐらいの人数が、皆さんの自宅から通えなくて預けて、はまゆり学園に入所して、青森県立むつ養護学校に通っていた子供が多かったわけでございますけれども、現状として、先ほど答弁させていただきましたとおり、5人前後で今推移しております、そういった需要が大分低迷しております。はまゆり学園の施設は非常に新しい施設でありますので、今後の運営につきましては障害児

の入所施設のまますとこのまま運営を続けていくのか、余剰の部分の施設をどう使っていくのか、今下北地域広域行政事務組合の中でも検討させていただいておりますので、現状としては今契約している3か年の指定管理料を払いながらも、予定していた収入に満たない状況にありまして、その赤字の補填をさせていただいておりますけれども、人件費をはじめ詳細につきましては担当課長から答弁をさせていただきますけれども、今入所が少ない背景としましては、そういった現状がございます。

○議長（佐藤広政） 事務局総務課長。

○事務局総務課長（村口一也） 人件費についてでございますけれども、令和5年度の人件費が約ですけれども、7,535万円、6年度、来年度の人件費は7,670万円を見込んでおります。

以上でございます。

（「令和3年度、令和4年度の要因」の声あり）

○議長（佐藤広政） 事務局長。

○事務局長（杉澤一徳） お答えいたします。

赤字の要因ということになりますけれども、コロナ禍で自宅で子供たちを見られるご家庭が増えたというところ、あと在宅サービスの送迎等の充実に伴いまして在宅で療育できる環境が整っているという状況もございます。

あと人件費の関係では、指定管理者さんのほうでも大分努力をさせていただいております、令和4年度に約1,200万円ほど削減していただいている状況でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤広政） これで佐藤武議員の質疑を終わります。

消防長。

○消防長（畑中輝幸） 先ほど井田議員のほうからご質問がありました訓練塔の耐用年数についてお

答えいたします。

耐用年数をうたった法律は各種ありますが、当然使用状況や環境でも前後いたしますけれども、鉄骨造の耐用年数はおおむね20年から30年とされておりまして。

以上です。

○議長（佐藤広政） ほかに質疑ありませんか。8番佐々木隆徳議員。

○8番（佐々木隆徳） 26ページです。5目川内・脇野沢分署庁舎建設事業費です。これは確認なのでございますけれども、建設場所について現在どのような見通しになっているのかお伺いします。

○議長（佐藤広政） 消防長。

○消防長（畑中輝幸） お答えいたします。

まず、川内消防分署の建設予定地としましては、旧アツギ車庫を撤去し、その跡地といたしております。

脇野沢消防分署におきましては、脇野沢庁舎の北側の民有地を購入いたしまして、そちらのほうに建設予定としております。

以上です。

○議長（佐藤広政） 8番佐々木隆徳議員。

○8番（佐々木隆徳） 川内の場合は、アツギの跡地ということで、それは市の所有か。

それから、脇野沢については今後ですか、用地選定なり用地買収されるのか、その点についてお伺いします。

○議長（佐藤広政） 消防長。

○消防長（畑中輝幸） お答えいたします。

まず、川内消防分署の予定地については、一部主要道路に面する部分を一般の方から購入済みでございます。

脇野沢地区に関しましても、土地のほうは既に購入済みとなっております。

以上です。

○議長（佐藤広政） 8番佐々木隆徳議員。

○8番（佐々木隆徳） 改めて確認しますけれども、脇野沢の場合、地域住民の意向に沿った形での用地買収ということで理解してよろしいのか、その辺を伺います。

○議長（佐藤広政） 消防長。

○消防長（畑中輝幸） お答えいたします。

住民説明会の際に出されました意見のほうを参考にいたしまして、お応えする形となっているものと認識しております。

以上です。

○議長（佐藤広政） これで佐々木隆徳議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤広政） 質疑なしと認めます。以上で議案第6号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤広政） ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◇報告第1号

○議長（佐藤広政） 次に、報告第1号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤広政） 質疑なしと認めます。以上で報告第1号の質疑を終わります。

報告第1号については文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第2号

○議長（佐藤広政） 次に、報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、令和5年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤広政） 質疑なしと認めます。以上で報告第2号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤広政） ご異議なしと認めます。よって、報告第2号は原案のとおり承認されました。

◎閉会の宣告

○議長（佐藤広政） これで本定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。

以上で下北地域広域行政事務組合議会第120回定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時21分

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

下北地域広域行政事務組合議会議長 佐 藤 広 政

下北地域広域行政事務組合議会議員 佐 藤 武

下北地域広域行政事務組合議会議員 越 膳 喜 好

参 考 资 料

下北地域広域行政事務組合議会第120回定例会会期日程表

日 程	月 日	曜日	会 議 区 分	会 議 内 容
第 1 日	3月21日	木	本 会 議	開 会 ◎ 諸般の報告 第1 会議録署名議員の指名 第2 会期の決定 第3 令和6年度運営方針 第4 議案一括上程、提案理由の説明 第5 議案審議（質疑、討論、採決） 閉 会

議 案 等 一 覧 表

(管理者提出議案)

議案番号等	件 名	議決月日	審議結果
1	下北地域広域行政事務組合手数料徴収条例の一部を改正する条例	3月21日	原案可決
2	下北地域広域行政事務組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例	3月21日	原案可決
3	下北地域広域行政事務組合監査委員条例の一部を改正する条例	3月21日	原案可決
4	下北地域広域行政事務組合障害児入所施設条例の一部を改正する条例	3月21日	原案可決
5	令和5年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算	3月21日	原案可決
6	令和6年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算	3月21日	原案可決
報告1	専決処分した事項の報告について (和解及び損害賠償の額を定めることについて)	3月21日	報 告
報告2	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (令和5年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算)	3月21日	承 認